

議案第230号

損害賠償額の決定について（総務局関係）

総務局所管業務に係る長期借入契約の解除による損害賠償額を、次のとおり決定する。

金額及び被害者	事 件 概 要
7,745,037円 損害補てん金 7,745,037円 NECキャピタルソリューション株式会社	本市は、市政に関する情報を提供するための情報処理システムに必要な電子計算機その他の機器（以下「ネットワークシステム機器」という。）を平成22年3月1日から平成27年2月28日まで借り入れる契約を被害者との間で締結したが、当該情報処理システムを廃止することとしたことに伴い、ネットワークシステム機器が不要となったため、平成26年3月31日に契約を解除したもの

平成26年5月2日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

総務局所管業務に係る長期借入契約の解除による損害賠償額を決定するため、この案を提出する次第である。